安芸	高知県室戸市、安芸市並びに安芸郡奈半利町、田野町、安田町及び芸西村
（略）	（略）

二十七　ほうれんそう

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）

二十八～三十　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月三十日から施行する。

○農林水産省告示第九百六十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年四月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第九百六十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年四月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第九百七十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年四月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後						
医薬品の種類	手数料（単位　円）		試験品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）			保存用品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）
	ロット	分注区分	最終小分容器1本の内容量が5mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が5mL以上20mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が20mL以上の場合	
（血清の部） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前						
医薬品の種類	手数料（単位　円）		試験品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）			保存用品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）
	ロット	分注区分	最終小分容器1本の内容量が5mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が5mL以上20mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が20mL以上の場合	
（血清の部） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

安芸	高知県室戸市、安芸市並びに安芸郡奈半利町、田野町、安田町、北川村及び芸西村
（略）	（略）

二十七　ほうれんそう

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
藤岡	群馬県藤岡市
（略）	（略）

二十八～三十　（略）